北海道

第四次北海道消防広域化推進計画

令和７年３月

（改訂：令和７年７月、令和８年１月）

北　海　道

はじめに

昭和23年の消防組織法施行により市町村消防を原則とする自治体消防制度が確立され、本道の消防体制は、関係各位の努力により着実に充実強化が図られ、道民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきています。

そうした中で、小規模消防は、一般に、「出動要員に十分な余裕がない」「財政規模が小さいため高度な資機材の計画的な整備が困難」といった課題があると指摘されており、今後、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、更に小規模化が進むことが見込まれています。

人口減少が現実のものとなり、市町村が災害の多様化・大規模化などに対応し、その消防責任を十分に果たしていくため、平成18年6月に消防組織法が改正され、消防の規模を拡大することで行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図ることを旨とした「自主的な市町村の消防の広域化」を推進することとされました。

これを受け、道では、より効果的な消防体制の構築を目指し、平成20年3月に「北海道消防広域化推進計画」、平成25年12月に「第二次北海道消防広域化推進計画」、平成31年３月に「第三次北海道消防広域化推進計画」を策定し、以来、これらの計画をもとにそれぞれの地域において取組を進めてきたところであり、これまでに、６地域16本部が広域化を実現し、初動体制の強化や現場到着時間の短縮などを図っており、さらに４地域15本部が消防指令業務の共同運用の準備を進めているところです。

道では、本道の地域特性を勘案するとともに、令和６年３月の消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」や、これまでの広域化及び連携・協力（以下、「広域化等」という。）に関する地域議論や市町村の意向を十分に踏まえながら、新たな「第四次北海道消防広域化推進計画」を策定しました。

本道においても、甚大な被害をもたらす日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が切迫しているなど、激甚化・頻発化する自然災害への対応やＤＸの進展など消防を取り巻く環境が変化する中、この計画をもとに、消防の広域化等を始め、それぞれの地域の実情に即した消防力の維持強化に向けた様々な方策について、積極的に検討が進められることを期待しています。

目　次

第１　自主的な市町村の消防の広域化等をめぐる動き
１　消防を取り巻く環境の変化　1
２　小規模消防本部が抱える課題　1
３　自主的な市町村の消防の広域化等の推進　1
第２　本道における消防の現況及び将来の見通し
１　本道における消防の現況　2
２　本道の消防本部が抱える課題　4
３　本道における管轄人口の将来の見通し　6
第３　本道における自主的な消防の広域化等に関する基本的な考え方
１　本道における消防を取り巻く地域事情　7
２　本道における自主的な消防の広域化等の取組　8
３　広域化の推進　8
４　連携・協力の推進　12
５　自主的な市町村の消防の広域化等を推進する期間　12
６　道における自主的な市町村の消防の広域化等を推進するための取組　13
７　計画の変更　13
別紙　14
参考資料　19

第１　自主的な市町村の消防の広域化等をめぐる動き

１　消防を取り巻く環境の変化

昭和 23 年の消防組織法施行により自治体消防制度が確立されて以来、市町村の努力の積み重ねにより、消防体制の整備及び充実強化が図られ今日に至っている。

そうした中で、近年、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、日本の総人口は平成 17 年に戦後初めて減少に転じ、今後もこの傾向が進行していくと予想されており、これにより一般的に各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化が進むと同時に、生産年齢人口の減少に伴い財政面の制約や人材確保もより厳しくなるものと考えられている。

さらに、高齢化の進展に伴い、予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では消防力の強化をしていかなければならない。

加えて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が切迫しているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にあり、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっているほか、消防防災分野における災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でＤＸを進めることが求められている。

２　小規模消防本部が抱える課題

消防は、こうした消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理面や財政運営面での厳しさが指摘されることがある。

加えて、人口減少など人口動態等による影響は、消防本部の規模が小さいほど深刻であるとされている。

３　自主的な市町村の消防の広域化等の推進

（１）自主的な市町村の消防の広域化等の趣旨

消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持強化のための消防体制の構築と

住民サービスの向上を図るものとされている。

また、広域化の実現になお時間を要する地域においても、消防事務の一部について連携・協力の取組を推進していくことが必要とされている。

（２）自主的な市町村の消防の広域化等に係る国の動き

消防庁では、平成６年以来、複雑多様化する災害に対し、消防本部のより高い水準の住民サービスの提供や行財政運営の基盤強化と効率化のため、市町村の消防の広域化を推進してきた。

平成 18 年６月には、広域化の必要性について改めて明らかにし、広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げることなどを内容とする消防審議会の答申を踏まえ、消防組織法が改正され、新たに「市町村の消防の広域化」の章が設けられた。

同年７月、消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、各都道府県において定めた推進計画に基づく取組が進められることとなった。

平成 25 年４月、広域化は消防防災体制の強化には有効な手法であること、東日本大震災の教訓を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要であること、今後は地域の実情を尊重することを基本とすること、目標とする消防本部の管轄人口など所要の見直しを行うことなどを内容として消防庁告示が改正された。

平成 30 年３月、人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展を鑑み、消防力の維持強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ること、概ね 10 年後の消防体制の姿を見通すこと、消防事務の一部について柔軟に連携・協力することなどを内容として消防庁告示が改正された。

令和６年３月、大規模災害の発生などに備え、消防体制や一定の消防職員数の確保が必要であること、ＤＸの進展に対応できる人材の育成・確保にも消防本部の体制強化は有効であること、広域化や連携・協力の新たな推進方策を加えることなどを内容として消防庁告示が改正された。

第２　本道における消防の現況及び将来の見通し

１　本道における消防の現況

（１）活動状況

ア　火災発生状況

令和５年中に消防機関が対応した道内の出火件数は 1,587 件で、前年に

比べ 52 件（3.2%）減少しており、10 年前と比較すると 304 件（16.1%）減少しており、10 年間の年平均は 1,784 件となっている。

また、火災による死傷者数は 285 人（死者 68 人、負傷者 217 人）で、前年に比べ 35 人（10.9%）減少しており、10 年前と比較すると 68 人（19.3%）減少しており、10 年間の年平均は 335 人となっている。

火災による損害額は 42.6 億円で、前年に比べ 13.0 億円（43.9%）増加しており、10 年前と比較すると 3.3 億円（8.4%）増加しており、10 年間の年平均は 34.7 億円となっている。

【表－１参照】

イ　救急業務の実施状況

令和５年中の救急出動件数は 312,477 件で、前年に比べ 16,406 件（5.5%）増加しており、10 年前と比較すると 78,315 件（33.4%）増加しており、10 年間の年平均は 262,716 件となっている。救急出動件数の 66.5%を占める「急病」による救急出動は 10 年前と比較すると 62,306 件（42.8%）増加しており、その傾向が顕著となっている。

また、令和４年中の 119 番通報から現場到着までに要した平均時間は 9.4 分で、前年と比べ 0.8 分（9.3%）増加しており、10 年前と比較すると 1.9 分（25.3%）増加しており、10 年間の年平均は 8.1 分となっている。

なお、119 番通報から病院収容までに要した平均時間は 45.2 分で、前年と比べ 3.3 分（7.9%）増加しており、10 年前と比較すると 9.4 分（26.3%）増加しており、10 年間の年平均は 39.4 分となっている。

【表－２、表－３、表－４参照】

ウ　救助業務の実施状況

令和４年中の救助活動件数は 2,806 件で、前年に比べ 286 件（11.3%）増加しており、10 年前と比較すると 828 件（41.9%）増加しており、10 年間の年平均は 2,217 件となっている。救助活動件数の 43.3%を占める「建物等による事故」による活動件数は、10 年前と比較すると 841 件（225.5%）増加しており、その傾向が顕著となっている。

【表－５参照】

（２）防火対象物等の状況

ア　特定防火対象物数

ホテルや映画館など不特定多数の者が利用する建物は、他の用途の建物より消防法の規制が厳しいため消防機関との関わりが深く、消防法上、「特定防火対象物」とされており、その数は令和５年３月 31 日現在、

47,129 件で、10 年前と比較すると 3,659 件（8.4%）増加している。

【表－６参照】

イ　危険物施設数

消防署等の許認可を必要とする危険物施設数（危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の数）は、令和５年３月 31 日現在、30,960 件で、10 年前と比較すると 3,625 件（10.5%）減少している。

【表－７参照】

（３）消防体制

ア　消防機関

令和６年４月１日現在、本道には 58 の消防本部があり、うち単独の消防本部は 22（17 市５町、事務委託３町）、組合消防は 36（18 市 121 町 15 村）となっている。

管轄人口別では、30 万人以上は３本部（5.2%）、10 万人以上 30 万人未満は６本部（10.3%）、３万人以上 10 万人未満は 22 本部（37.9%）、３万人未満は 27 本部（46.6%）となっている。

管轄面積別では、2,000km^2 以上は 12 本部（20.7%）、1,000km^2 以上 2,000km^2 未満は 19 本部（32.7%）、500km^2 以上 1,000km^2 未満は 12 本部（20.7%）、500km^2 未満は 15 本部（25.9%）であり、1 本部当たりの平均管轄面積は 1,352.64km^2、全国平均 443.60km^2（本道を除く）の約３倍となっている。

消防職員数別では、150 人以上は 13 本部（22.4%）、100 人以上 150 人未満は 21 本部（36.2%）、50 人以上 100 人未満は 17 本部（29.3%）、50 人未満は７本部（12.1%）となっている。

【表－８、表－９，表－10、表－11 参照】

イ　消防職員数及び消防団員数

令和５年４月１日現在の消防職員数は 9,246 人で、前年に比べ 10 人（0.1%）増加しており、10 年前と比較すると 206 人（2.3%）増加している。

また、消防団員数は 23,071 人で、前年に比べ 480 人（2.0%）減少しており、10 年前と比較すると 2,896 人（11.2%）減少している。

【表－12 参照】

２　本道の消防本部が抱える課題

本計画の策定にあたり、道では、令和６年７月に、道内の全 58 消防本部を対象に「消防の広域化及び連携・協力に関するアンケート」を行った。

その中で、消防の体制維持を図るため、概ね10年以内に対策や検討が必要な主な項目として、47 本部（81.0%）が「消防関係施設（消防庁舎、指令システム等）の維持や更新、整備」を挙げ、次いで44本部（75.9%）が「消防吏員の採用、人材確保」を、また43本部（74.1%）が「消防団との連携、消防団員の確保」を挙げるなどの回答があった。

【表－13参照】

（１）財政運営面の状況

多くの消防本部が消防の体制維持の課題としている「消防関係施設の維持や更新、整備」に関して、令和４年度の消防本部あたりの平均消防費は 16.9億円で、10年前と比較すると1.4億円（9.0%）増加している。管轄人口１人あたりの平均消防費は19,000円で、10年前と比較すると300円（1.6%）増加している。

このうち消防ポンプ自動車やはしご車などの消防用車両、防火水槽等の整備費や庁舎建設等投資的経費である普通建設事業費について、消防本部あたりの平均消防費は1.5億円で、10年前と比較すると1.8億円（54.5%）減少している。

また、道内消防本部全体の消防費は978.6億円で、10年前と比較すると43.5億円（4.3%）減少している。

【表－14参照】

ア　消防用車両の整備状況

令和４年４月１日現在の消防用車両の整備状況をみると、消防ポンプ自動車及び救急自動車については、消防本部の規模に関わらず整備率が高くなっている。化学消防車や救助工作車、はしご自動車については、いずれも消防本部の規模が大きいほど整備率が高くなっている。

【表－15参照】

イ　消防指令システムの整備状況

消防庁が令和６年度中に実施した調査によると、道内の消防本部ではＩ型（離島型）を使用している消防本部が30本部（51.7%）と最も多かった。消防指令システムは消防業務に必要不可欠であり、概ね10年程度でシステム更新を迎え、令和６年度から令和12年度までに、46本部（79.3%）がシステムの更新を予定している。

【表－16、表－17参照】

（２）業務運営面の状況

ア　消防職員数、消防吏員及び消防団員の年齢構成

令和５年４月１日現在の消防職員数は9,246人で、定数の9,342人に対

する充足率は、99.0%であり、充足率は、消防本部の規模が大きいほど高くなっている。

また、消防吏員の平均年齢は38.3歳で、10年前と比較すると0.9歳減少している。消防団員の平均年齢は46.1歳で、10年前と比較すると1.6歳増加している。

【表－18、参照－19、表－20参照】

イ　業務の専任体制、資格状況

予防業務について、令和５年３月31日現在の予防業務担当係における予防技術資格者の配置率は77.3%で、10年前と比較すると13.9ポイント減少している。防火査察専門員数は1,946人で、10年前と比較すると144人（8.0%）増加している。

また、救急業務について、令和５年４月１日現在の救急隊員数は5,905人で、前年に比べ185人（3.2%）増加しており、10年前と比較すると565人（10.6%）増加している。このうち、専任職員数は906人、専任化率は15.3%で、10年前と比較すると専任職員数は84人（10.2%）増加しており、専任化率は0.1ポイント減少している。

なお、救急救命士の有資格者は2,865人で、前年に比べ93人（3.4%）増加しており、10年前と比較すると879人（44.3%）増加している。救急標準課程修了者は2,776人で、前年に比べ132人（5.0%）増加しており、10年前と比較すると520人（23.0%）増加している。

「予防及び救急業務の高度化や専門化、人材育成」については、半数以上の消防本部が、概ね10年内に対策や検討が必要な課題と考えている中、人事ローテーションの工夫や資格取得の推奨等により、消防体制の整備が図られている。

【表－13、表－21、表－22参照】

３　本道における管轄人口の将来の見通し

厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2050年の本道の人口は382万16人で、2023年1月1日現在の住民基本台帳人口と比較すると131万9,897人（25.7%）の減少となり、全人口のうち65歳以上の人口は162万7,831人（42.6%）とされている。

これにより管轄人口３万人未満の消防本部は、現在の 27 本部（全体の46.6%）から40本部（全体の69.0%）となる。

【表－８参照】

第３　本道における自主的な消防の広域化等に関する基本的な考え方

１　本道における消防を取り巻く地域事情

道内の１本部当たりの平均管轄面積は 1,352.64km^2、全国平均 443.60km^2（本道を除く）の約３倍であり、各消防本部それぞれに管内面積の広狭、交通事情などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等、様々な地域事情を有し、広域化等のメリットや期待もそれぞれの消防本部により異なる。

（１）広域化が実現した地域

道では、平成 20 年３月、「北海道消防広域化推進計画」を策定し、平成 21 年４月１日に富良野地区消防組合消防本部と上川南部消防事務組合消防本部が統合し、富良野広域連合消防本部が誕生し、平成 24 年４月１日には砂川地区広域消防組合消防本部と上砂川町消防本部が統合し、新たな砂川地区広域消防組合消防本部が誕生した。

平成 25 年 12 月、「第二次北海道消防広域化推進計画」を策定し、平成 26 年４月１日に滝川地区広域消防事務組合に芦別市消防本部及び赤平市消防本部が統合し、新たな滝川地区広域消防組合消防本部が誕生するとともに、大雪消防組合消防本部が当麻町、比布町及び愛別町を管轄区域に加え、新たな大雪消防組合消防本部が誕生したほか、旭川市消防本部が鷹栖町と上川町から事務委託を受け、管轄区域を広域化した。さらに平成 28 年４月１日、帯広市消防本部と西十勝消防組合消防本部、北十勝消防事務組合消防本部、東十勝消防事務組合消防本部、南十勝消防事務組合消防本部及び池北三町行政事務組合消防本部が統合し、とかち広域消防局が誕生した。

これらの消防本部においては、広域化によるスケールメリットを活かし、消防用車両の増加による初動体制の強化、統一的な指揮下での効果的な部隊運用、予防業務の専門化、消防救急デジタル無線の整備費の削減、出動体制の見直しによる現場到着時間の短縮等の成果が現れている。

（２）連携・協力（指令の共同運用）が進んでいる地域

平成 31 年３月に策定した「第三次北海道消防広域化推進計画」では、消防力の維持強化に向けた一方策として、相互応援や初動対応の迅速化、人員の効率的な配置、指令センターの整備及び維持管理費の軽減などの効果が期待される指令の共同運用に向けた取組の具体化が進んだ。

令和２年１月、札幌市消防局、江別市消防本部、千歳市消防本部、恵庭市消防本部、北広島市消防本部及び石狩北部地区消防事務組合消防本部は、

連携・協力実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、令和７年９月から消防通信指令業務の共同運用を開始した。

令和５年３月には、室蘭市消防本部、登別市消防本部及び西胆振行政事務組合消防本部が、実施計画を策定し、令和８年２月からの消防通信指令業務の共同運用を予定している。

令和５年 12 月には、苫小牧市消防本部、白老町消防本部及び胆振東部消防組合消防本部が、実施計画を策定し、令和８年４月からの消防通信指令業務の共同運用を予定している。

令和６年１月には、小樽市消防本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部が、実施計画を策定し、令和８年４月からの消防通信指令業務の共同運用を予定している。

さらに、令和７年 10 月には、岩見沢地区消防事務組合消防本部、南空知消防組合消防本部、美唄市消防本部、三笠市消防本部、夕張市消防本部が、実施計画を策定し、令和９年度からの消防通信指令業務の共同運用を予定している。

（３）広域化等が進まない地域事情

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」では、消防の広域化等により、初動出動台数の充実や現場到着時間の短縮等「消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される」としているが、本道においては、消防本部の平均管轄面積が全国平均の約３倍と広大で、消防署所間の距離が大きく、現場への到着までに相当の時間を要するため、初動の出動体制増強、現場到着時間短縮が見込めない場合がある。

また、本道においては、現場要員が本部要員を兼務している消防本部が多いため、広域化等を行っても現場活動要員の増強や救急業務等の専任化が困難な場合がある。

２　本道における自主的な消防の広域化等の取組

人口減少など人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻と指摘されている中で、消防の広域化等は、限られた財源や人材を有効に活用し、消防力の維持強化を図る上での有効な手段の一つである。

ただし、消防の広域化等は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行うものであり、広域化等によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。

そのため、地域の実情に合わせた検討が重要であり、広域化等による効果が

期待できる地域においては、積極的に検討を進めるべきである。

3　広域化の推進

（１）基本的な考え方

近年、多様化、大規模化している災害等への対応に加え、高齢化の進展などによる救急需要が増大する中、消防の広域化は、限られた人材や財源の有効活用や効率的・効果的な消防活動につながり、消防力の維持強化に有効な手段の一つである。

広域化については、これまでの地域議論を踏まえ、地理的条件等を背景にしながら、消防需要や災害態様などを考慮し、それぞれの地域において自主的に協議・決定することを基本とする。

（２）消防広域化重点地域の指定

自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、国及び道が重点的に支援を行う地域を「消防広域化重点地域」（以下「重点地域」という。）として指定し、公表することとする。重点地域の指定に当たっては、次に該当し、かつ、関係市町村の同意が得られた地域とする。

ア　市町村が、将来的に消防防災体制の維持が困難と判断する小規模消防本部を含む地域

イ　これまでの地域議論等から、広域化の気運が高い地域

なお、市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合は、当該意見等を尊重し、重点地域の指定の変更及びその公表を行うこととする。

（３）消防広域化重点地域

重点地域を別紙のとおり指定する。

（４）広域化の具体化を図る組合せ

（３）による重点地域の指定を踏まえ、広域化の具体化を図る市町村及び消防本部の組合せは、別紙のとおりとする。

地域の実情に応じて必要な場合には、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」について、当該消防本部の同意を得た上で定める。

中心消防本部は、広域化に係る課題についての論点整理や意見集約、消防本部間及び関係市町村間での合意形成に主導的な役割を果たすものとする。

道は、地域及び中心消防本部からの求めに応じ、広域化の具体的な検討課題の解決に向けた関係者間の調整・助言等を行う。

（５）広域化の検討にあたっての留意事項

ア　広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが望ましい。

イ　構成市町村等間の連携の確保

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村との意思疎通及び情報共有に努める必要がある。

ウ　広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のための方策としては、例えば、次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効である。

①　組合方式による場合

(ｱ)経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

(ｲ)職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること

(ｳ)中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること

(ｴ)部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること

(ｵ)災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること

(ｶ)構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること

(ｷ)組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

②　事務委託方式による場合

(ｱ)委託料に係る基本的なルール

(ｲ)災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること

(ｳ)消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

エ　自賄い方式の取扱い

一部事務組合等における本部経費の一部を除き消防設備等の整備を構成市町村が負担するいわゆる「自賄い方式」は、組合主導の計画的な消防体制

の推進が図りにくく、同じ組合内においても、各市町村の財政力の違いにより消防力に大きな格差が生ずるほか、組合全体としての計画的な消防施設等の整備が困難となるなど、一部事務組合方式本来の利点を十分に活かすことができないといった面がある。

しかしながら、組合発足以来今日までの歴史の中で「自賄い方式」に関し、市町村の意向が反映されやすく、消防運営上、特に問題がないといった意見もある。一部事務組合方式の利点を活かすため、自賄い方式の解消を課題とする地域においては、地域の実情に即して、構成する各市町村の合意形成のもと、その解消に向けた検討をすることが望ましい。

（６）市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

ア　消防団との連携の確保

消防団は、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされないが、本道においては、消防団に係る事務をほとんどの消防本部が所管しているため、消防の広域化により市町村と消防団との関係が希薄になるのではないかと懸念している地域もある。

このような状況に対処するためには、消防団の事務を市町村ごとに設置されている消防署や支署等に移管するなどして、市町村との連携を確保できるよう検討することが望ましい。

広域化を図る場合にあっては、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保について次のような対応が必要となる。

(ｱ)常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

(ｲ)平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

(ｳ)構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

(ｴ)常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

イ　防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務である。消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保を図るため、次のような方策が考えられる。

(ｱ)夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

(ｲ)各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長に

よる協議会の設置

(ｳ)各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

(ｴ)防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

(ｵ)総合的な合同防災訓練の実施

(ｶ)防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

(ｷ)防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

4　連携・協力の推進

（１）基本的な考え方

指令の共同運用や消防用車両等の共同整備など、連携・協力についても、消防力の維持強化に有効な手段の一つであり、広域化の推進に課題がある地域も含め、地域の実情を踏まえ、検討を進める必要がある。

（２）連携・協力の類型

消防の連携・協力の類型は、消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、次のとおりとする。

①　指令の共同運用

②　消防用車両、資機材等の共同整備

③　高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

④　特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置

⑤　専門的な人材育成の推進

⑥　訓練の定期的な共同実施

⑦　現場活動要領の統一

（３）連携・協力の具体化を図る組合せ

連携・協力の具体化を図る市町村及び消防本部の組合せは、別紙のとおりとする。

道は、組合せを踏まえ、連携・協力の具体的な検討課題の解決に向けた関係者間の調整・助言等を行うとともに、新たな組合せの掘り起こしに向け必要な取組を行う。

5　自主的な市町村の消防の広域化等を推進する期間

地域における消防の広域化等を含めた消防体制の整備及び確立に向けた取組は、概ね 10 年後の消防体制の姿を見据えながら進める必要があり、その合意形成には相当の時間を要するものと考えられる。一方で、消防力の維持強化に向けて集中的な取組が必要であることを踏まえ、本推進計画における広域化等に向けた取組の推進期間は、消防庁告示「市町村の消防の広域化に関する基本指針」で定めるところに従う。

6　道における自主的な市町村の消防の広域化等を推進するための取組

（1）道は、自主的な市町村の消防の広域化等を推進するため、次に掲げる取組を行う。

ア　各消防本部及び市町村に対する情報提供、相談対応
（地域づくり総合交付金の活用など）

イ　関係消防本部及び市町村間の協議の推奨、仲介、調整等

ウ　国の支援等を活用するために必要な調整、助言等

エ　その他、広域化等の実現に向けた支援（国への提案・要望など）

（2）また、計画期間に捉われず、中長期的・広域的な視点に立って、道内消防関係者や有識者等と消防体制のあり方について定期的に意見交換を行う場を設置し、人材確保などの課題に対する解決方策等を検討し、その課題等も踏まえ、必要に応じて本計画の修正や国への提案・要望等に反映する。

7　計画の変更

道では、消防を取り巻く社会情勢の変化や、各地域における広域化等の進捗状況を踏まえ、地域の意向を尊重し、必要に応じて計画に検討を加え、重点地域の指定及び広域化等の組合せ等を含め、計画の変更を行うこととする。

別紙１

消防広域化重点地域

地域	消防本部	市町村
増毛町を含む地域	増毛町消防本部	増毛町

消防の広域化の具体化を図る組合せ

地域	消防本部	市町村
留萌地域	留萌消防組合消防本部（※）	留萌市
		小平町
	増毛町消防本部	増毛町

※中心消防本部

別紙２

消防の連携・協力の具体化を図る組合せ

①指令の共同運用（連携・協力実施計画書策定済）

地域	消防本部	市町村
石狩地域	札幌市消防局	札幌市
	江別市消防本部	江別市
	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市
	北広島市消防本部	北広島市
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	石狩市
		当別町
		新篠津村
後志地域	小樽市消防本部	小樽市
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	岩内町
		島牧村
		寿都町
		黒松内町
		共和町
		泊村
		神恵内村
	北後志消防組合消防本部	余市町
		積丹町
		古平町
		仁木町
		赤井川村
東胆振地域	苫小牧市消防本部	苫小牧市
	白老町消防本部	白老町
	胆振東部消防組合消防本部	厚真町
		安平町
		むかわ町

①指令の共同運用（連携・協力実施計画書策定済）

地域	消防本部	市町村
西胆振地域	室蘭市消防本部	室蘭市
	登別市消防本部	登別市
	西胆振行政事務組合消防本部	伊達市
		豊浦町
		壮瞥町
		洞爺湖町
南空知地域	岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市
		月形町
	南空知消防組合消防本部	栗山町
		長沼町
		南幌町
		由仁町
	美唄市消防本部	美唄市
	三笠市消防本部	三笠市
	夕張市消防本部	夕張市

②消防用車両、資機材等の共同整備

地域	消防本部	市町村
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市

③高度･専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

地域	消防本部	市町村
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市

③高度･専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

地域	消防本部	市町村
宗谷地域	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市
		猿払村
		豊富町
	南宗谷消防組合消防本部	枝幸町
		浜頓別町
		中頓別町
	利尻礼文消防事務組合消防本部	利尻町
		利尻富士町
		礼文町

④特殊な救助等専門部隊の共同設置

地域	消防本部	市町村
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市

⑤専門的な人材育成の推進

地域	消防本部	市町村
空知地域	美唄市消防本部	美唄市
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市
		月形町
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市
後志地域	羊蹄山ろく消防組合消防本部（※）	倶知安町
		蘭越町
		ニセコ町
		真狩村
		留寿都村
		喜茂別町
		京極町

※他の消防本部との連携・協力の組合せを検討中

⑥訓練の定期的な共同実施

地域	消防本部	市町村
空知地域Ａ	美唄市消防本部	美唄市
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市
		月形町
空知地域Ｂ	歌志内市消防本部（※）	歌志内市
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市
	北広島市消防本部	北広島市
西胆振地域	室蘭市消防本部	室蘭市
	登別市消防本部	登別市
	西胆振行政事務組合消防本部	伊達市
		豊浦町
		壮瞥町
		洞爺湖町
渡島地域	長万部町消防本部（※）	長万部町
宗谷地域	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市
		猿払村
		豊富町
	南宗谷消防組合消防本部	枝幸町
		浜頓別町
		中頓別町

※他の消防本部との連携・協力の組合せを検討中

⑦現場活動要領の統一

地域	消防本部	市町村
石狩地域	千歳市消防本部	千歳市
	恵庭市消防本部	恵庭市

参考資料

表 1 ～表 22

各表は、「消防防災・震災対策現況調査」、「火災報告」、「防火対象物実態等調査」、「危険物規制事務調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」、「消防施設整備計画実態調査」、「消防団組織概要調査」、「地方財政状況調査【総務省】」「救急救助の現況【消防庁】」、「住民基本台帳人口・世帯数【道地域行政局市町村課調べ】」、「日本の地域別将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】」、消防庁及び道による調査を基に作成した。

【表－1】出火件数（件）、火災による死傷者数（人）、損害額（億円）

年	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他	出火件数合計	死者	負傷者	死傷者数合計	損害額（億円）
H25	1,209	15	358	8	0	301	1,891	71	282	353	39.3
H26	1,165	41	375	6	0	496	2,083	81	240	321	35.6
H27	1,147	40	375	8	1	338	1,909	68	310	378	31.6
H28	1,137	33	360	3	0	326	1,859	69	290	359	36.5
H29	1,046	20	307	5	0	314	1,692	72	263	335	27.6
H30	1,062	31	270	3	0	319	1,685	68	299	367	29.5
R1	1,128	33	272	6	0	453	1,892	91	259	350	50.6
R2	1,008	47	287	5	0	419	1,766	83	246	329	29.2
R3	973	36	265	4	0	450	1,728	72	233	305	33.8
R4	986	24	256	2	0	371	1,639	81	239	320	29.6
R5	965	23	271	3	0	325	1,587	68	217	285	42.6
H26-R5 平均	1,062	33	304	5	0	381	1,784	75	260	335	34.7

各年１月～12 月、「火災報告」より

【表―２】救急出動件数（件）

年	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				出動件数合計
											転院搬送	医師搬送	資機材等輸送	その他	
H25	1,107	49	218	13,673	2,295	1,168	31,887	1,012	3,286	145,494	27,646	1,123	13	5,191	234,162
H26	1,121	14	252	13,560	2,386	1,386	33,955	1,002	3,121	149,543	28,165	1,062	14	5,633	241,214
H27	1,121	36	208	13,035	2,241	1,332	33,631	933	2,946	150,949	28,003	1,142	10	5,106	240,693
H28	1,131	50	189	12,640	2,469	1,248	35,354	963	2,804	156,436	28,819	1,139	7	4,894	248,143
H29	1,111	32	220	12,609	2,570	1,267	37,042	886	2,590	159,085	30,007	1,016	6	4,707	253,148
H30	1,144	229	214	12,095	2,577	1,349	37,829	885	2,736	168,007	31,120	406	2	5,146	263,739
R1	1,232	16	172	11,815	2,599	1,276	38,197	833	2,826	172,825	31,603	402	9	5,405	269,210
R2	1,090	18	204	9,840	2,411	617	35,375	729	2,854	154,000	27,978	246	9	6,245	241,616
R3	1,113	26	173	10,049	2,595	742	37,381	678	2,895	168,148	28,065	209	9	8,761	260,844
R4	1,080	22	190	10,531	2,803	929	43,171	766	3,183	196,906	28,528	143	31	7,788	296,071
R5	1,055	20	182	11,244	2,814	1,180	47,314	794	3,217	207,800	29,927	147	7	6,776	312,477
H26-R5 平均	1,120	46	200	11,742	2,547	1,133	37,925	847	2,917	168,370	29,222	591	10	6,046	262,716

各年１月～12 月、「救急業務実施状況調」より

【表－３】119 番通報から現場到着までの所要時間別出動件数（件）

年	3分未満	3分以上 5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計	平均 （分）	全国平均 （分）
H24	6,702	30,822	152,298	40,567	3,879	234,268	7.5	8.3
H25	6,031	29,101	152,507	42,763	3,760	234,162	7.6	8.5
H26	5,613	31,510	155,652	44,023	4,416	241,214	7.6	8.6
H27	5,203	29,841	158,395	43,028	4,226	240,693	7.6	8.6
H28	4,783	27,823	163,318	47,385	4,834	248,143	7.8	8.5
H29	4,442	27,242	167,325	49,558	4,581	253,148	7.8	8.6
H30	4,031	26,444	174,342	53,919	5,003	263,739	8.0	8.7
R1	3,572	25,318	179,233	56,274	4,813	269,210	8.0	8.7
R2	2,795	18,081	159,342	56,512	4,886	241,616	8.3	8.9
R3	2,680	17,384	164,504	70,125	6,151	260,844	8.6	9.4
R4	2,690	16,656	168,742	97,087	10,896	296,071	9.4	10.3
H25-R4 平均	4,184	24,940	164,336	56,067	5,357	254,884	8.1	-

各年１月～12 月、「救急業務実施状況調」、「救急救助の現況」より

【表－４】119 番通報から病院収容（医師引継ぎ）までの所要時間別搬送人員（人）

年	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	平均 （分）	全国平均 （分）
H24	266	18,669	70,521	107,599	14,722	1,235	213,012	35.8	38.7
H25	139	15,460	65,995	112,629	16,113	1,298	211,634	36.7	39.3
H26	147	14,225	65,693	119,169	17,035	1,349	217,618	37.3	39.4
H27	111	13,095	64,524	121,488	16,913	1,385	217,516	37.5	39.4
H28	82	11,651	63,571	128,556	18,642	1,527	224,029	38.3	39.3
H29	90	10,729	63,584	133,536	19,464	1,682	229,085	38.6	39.3
H30	78	10,805	66,706	139,296	20,365	1,762	239,012	38.7	39.5
R1	55	10,062	66,958	143,022	20,919	1,698	242,714	38.8	39.5
R2	31	6,857	53,005	131,493	22,707	1,651	215,744	40.5	40.6
R3	32	6,320	50,517	144,787	27,800	1,825	231,281	41.9	42.8
R4	14	5,259	45,743	158,715	41,424	3,194	254,349	45.2	47.2
H25-R4 平均	78	10,446	60,630	133,269	22,138	1,737	228,298	39.4	-

各年１月～12 月、「救急業務実施状況調」、「救急救助の現況」より

【表－５】救助活動件数（件）、救助人員（人）

年	火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	救助活動件数合計	救助人員
	建物	建物以外										
H24	109	2	657	137	15	42	373	27	2	614	1,978	2417
H25	120	5	585	133	27	56	407	32	1	611	1,977	2,277
H26	118	7	595	133	14	50	403	25	3	645	1,993	2,132
H27	116	5	542	118	11	56	483	24	0	564	1,919	2,179
H28	126	4	580	108	58	41	610	29	0	579	2,135	2,485
H29	97	10	588	139	7	49	654	24	0	472	2,040	1,990
H30	102	1	580	133	59	42	679	25	0	629	2,250	2,258
R1	115	7	548	123	4	55	743	35	0	720	2,350	1,979
R2	118	7	511	149	9	21	828	18	0	515	2,176	1,993
R3	112	10	528	129	11	47	1,033	11	0	639	2,520	1,825
R4	119	13	504	139	27	54	1,214	31	1	704	2,806	2,079
H25-R4 平均	114	7	556	130	23	47	705	25	1	608	2,217	2,120

各年１月～12 月、「救助業務実施状況調」より

【表－６】特定防火対象物数（件）

区分	劇場・映画館等	公会堂・集会場	キャバレー・ナイトクラブ等	遊技場・ダンスホール	性風俗関連特殊営業店舗等	カラオケボックスその他設備・物品個室店舗	待合・料理店等	飲食店	百貨店・マーケット等	旅館・ホテル等	病院・診療所等	老人短期入所施設等	老人デイサービスセンター等	幼稚園・特別支援学校等	蒸気浴場等	複合用途防火対象物	地下街	準地下街	合計
H25	153	3,637	25	603	13	109	34	4,388	7,225	3,116	2,893	1,996	3,328	664	38	15,244	3	1	43,470
H26	191	3,661	22	588	13	102	29	4,552	7,321	3,079	2,819	2,161	3,771	637	36	15,245	3	1	44,231
H27	161	3,669	21	593	13	104	26	4,648	7,644	3,117	2,875	2,377	4,132	637	33	15,532	3	1	45,586
H28	161	3,641	21	574	15	100	22	4,575	7,436	3,220	2,736	2,365	4,270	592	31	15,432	3	1	45,195
H29	153	3,568	22	566	14	97	19	4,488	7,441	3,391	2,716	2,507	4,552	582	31	15,330	3	1	45,481
H30	166	3,599	25	553	12	91	12	4,522	7,492	3,445	2,740	2,544	4,794	552	30	15,310	3	1	45,891
R1	157	3,543	17	525	12	88	15	4,331	7,355	3,564	2,729	2,695	4,718	531	30	15,514	3	1	45,828
R2	211	3,410	21	489	11	89	50	4,734	7,213	4,162	2,735	2,739	4,625	532	34	15,708	3	1	46,767
R3	165	3,485	12	478	11	83	13	4,680	7,239	3,948	2,668	2,829	4,846	513	29	15,753	3	1	46,756
R4	193	3,458	14	469	11	79	9	4,736	7,274	4,137	2,696	2,919	4,990	507	29	16,027	3	1	47,552
R5	168	3,476	13	427	10	78	9	4,751	7,200	4,051	2,629	2,833	5,016	466	31	15,967	3	1	47,129

各年３月 31 日現在、「防火対象物実態等調査」より

【表―７】危険物施設数（完成検査済証交付施設）

区分	製造所	貯蔵所								取扱所						施設総計	事業所数
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所 第1種	販売取扱所 第2種	移送取扱所	一般取扱所	小計		
H25	84	1,378	2,762	1,227	10,684	50	7,702	364	24,167	4,144	49	19	49	6,073	10,334	34,585	18,486
H26	85	1,368	2,707	1,209	10,423	50	7,735	353	23,845	4,083	44	20	49	5,925	10,121	34,051	17,880
H27	79	1,350	2,649	1,178	10,205	51	7,710	348	23,491	4,037	44	19	49	5,791	9,940	33,510	17,831
H28	79	1,347	2,609	1,147	10,022	52	7,608	351	23,136	3,989	42	19	48	5,716	9,814	33,029	17,218
H29	78	1,346	2,593	1,123	9,853	52	7,544	353	22,864	3,941	38	19	48	5,651	9,697	32,639	17,124
H30	80	1,330	2,529	1,088	9,565	52	7,434	322	22,320	3,845	38	19	48	5,545	9,495	31,895	16,634
R1	78	1,335	2,553	1,074	9,518	51	7,535	322	22,388	3,862	38	19	48	5,549	9,516	31,982	16,534
R2	64	1,335	2,512	1,054	9,393	51	7,558	322	22,225	3,832	35	19	46	5,499	9,431	31,720	16,292
R3	63	1,331	2,493	1,030	9,293	50	7,564	325	22,086	3,797	34	18	46	5,443	9,338	31,487	16,046
R4	59	1,341	2,462	1,011	9,193	51	7,577	306	21,941	3,756	35	18	45	5,408	9,262	31,262	15,884
R5	60	1,337	2,425	1,001	9,067	51	7,547	290	21,718	3,727	34	18	45	5,358	9,182	30,960	15,772

各年３月 31 日現在、「危険物規制事務調査」より

【表－８】道内消防本部一覧

区分	消防本部	市町村	管轄面積（km²）	消防職員数（R5.4.1）	住基人口（2023.1.1）	推計人口（2050年）	うち65歳以上
単独消防本部	札幌市消防局	札幌市	1,121.26	1,830	1,959,512	1,745,608	687,024
	函館市消防本部	函館市	677.87	393	244,431	151,567	72,263
	小樽市消防本部	小樽市	243.83	246	108,548	55,542	29,503
	旭川市消防本部(※)	旭川市、鷹栖町、上川町	1,936.55	404	334,054	241,485	109,127
	室蘭市消防本部	室蘭市	81.01	137	78,252	46,571	19,674
	釧路市消防本部(※)	釧路市、白糠町	2,136.42	322	167,717	101,385	47,852
	夕張市消防本部	夕張市	763.07	41	6,729	2,154	1,274
	苫小牧市消防本部	苫小牧市	561.66	249	168,299	131,140	54,385
	美唄市消防本部	美唄市	277.69	52	19,500	8,625	5,033
	江別市消防本部	江別市	187.38	136	119,169	94,433	39,958
	三笠市消防本部	三笠市	302.52	34	7,722	3,619	1,634
	根室市消防本部	根室市	506.25	71	23,546	12,344	5,913
	千歳市消防本部	千歳市	594.50	134	97,664	87,335	30,299
	歌志内市消防本部	歌志内市	55.95	23	2,790	838	579
	登別市消防本部	登別市	212.21	80	45,226	26,963	12,735
	恵庭市消防本部	恵庭市	294.65	110	70,179	59,483	24,389
	北広島市消防本部	北広島市	119.05	104	57,351	43,677	18,742
	森町消防本部	森町	368.79	44	14,155	6,353	3,542
	八雲町消防本部	八雲町	956.08	55	15,050	8,382	4,236
	長万部町消防本部	長万部町	310.76	20	4,880	2,454	1,277
	増毛町消防本部	増毛町	369.71	18	3,853	1,746	907
	白老町消防本部	白老町	425.64	53	15,721	7,706	4,409

区分	消防本部	市町村	管轄面積（km²）	消防職員数（R5.4.1）	住基人口（2023.1.1）	推計人口（2050年）	うち65歳以上
組合消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町	1,797.44	169	67,589	38,209	18,899
	南空知消防組合消防本部	栗山町、南幌町、由仁町、長沼町	587.55	109	33,594	18,164	9,786
	深川地区消防組合消防本部	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	1,067.29	96	28,723	14,312	7,652
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	岩見沢市、月形町	631.42	145	79,617	48,273	23,471
	砂川地区広域消防組合消防本部	砂川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町	308.68	72	25,104	13,115	6,827
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	石狩市、当別町、新篠津村	1,223.23	197	76,136	53,189	24,379
	羊蹄山ろく消防組合消防本部	倶知安町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町	1,563.34	127	33,872	25,051	9,054
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	岩内町、島牧村、寿都町、黒松内町、共和町、泊村、神恵内村	1,483.66	116	25,793	13,504	6,705
	北後志消防組合消防本部	余市町、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村	1,015.13	116	26,339	14,266	7,089
	西胆振行政事務組合消防本部	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	1,063.66	118	46,531	27,746	14,604
	胆振東部消防組合消防本部	厚真町、安平町、むかわ町	1,353.13	108	19,183	10,695	4,864
	日高東部消防組合消防本部	浦河町、様似町、えりも町	1,342.60	78	19,997	10,440	4,985
	日高中部消防組合消防本部	新ひだか町、新冠町	1,733.36	88	26,227	15,677	7,303
	日高西部消防組合消防本部	日高町、平取町	1,735.16	78	15,909	8,311	4,041
	渡島西部広域事務組合消防本部	福島町、松前町、知内町、木古内町	899.12	106	17,513	6,476	3,929
	南渡島消防事務組合消防本部	北斗市、七飯町、鹿部町	724.82	178	75,949	48,844	23,771
	檜山広域行政組合消防本部	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	2,630.29	155	32,432	14,562	8,080
	富良野広域連合消防本部	上富良野町、富良野市、中富良野町、南富良野町、占冠村	2,183.41	123	38,754	22,494	10,383
	上川北部消防事務組合消防本部	名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町	2,721.86	120	34,941	22,235	8,730
	士別地方消防事務組合消防本部	士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町	2,242.36	100	24,485	11,492	6,258
	大雪消防組合消防本部	美瑛町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町	1,534.51	118	40,367	27,569	12,562
	北留萌消防組合消防本部	羽幌町、苫前町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町	2,725.23	94	17,714	9,272	4,178
	留萌消防組合消防本部	留萌市、小平町	925.06	66	22,072	10,325	5,471
	稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市、猿払村、豊富町	1,872.10	95	37,983	22,031	9,914
	利尻礼文消防事務組合消防本部	利尻町、礼文町、利尻富士町	263.76	49	6,467	3,756	1,567
	南宗谷消防組合消防本部	枝幸町、浜頓別町、中頓別町	1,915.80	71	12,388	6,341	2,948
	遠軽地区広域組合消防本部	遠軽町、佐呂間町、湧別町	2,243.18	125	31,374	17,455	8,257
	美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町、津別町	1,155.21	74	22,382	11,671	5,920
	網走地区消防組合消防本部	網走市、大空町	814.66	103	40,215	24,850	10,890
	北見地区消防組合消防本部	北見市、訓子府町、置戸町	2,145.63	280	120,343	79,667	37,807
	斜里地区消防組合消防本部	斜里町、清里町、小清水町	1,426.77	75	19,192	11,482	4,773
	紋別地区消防組合消防本部	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	2,905.08	102	31,736	17,703	8,131
	とかち広域消防局	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	10,827.90	693	328,861	242,978	103,521
	釧路北部消防事務組合消防本部	弟子屈町、標茶町、鶴居村	2,445.50	83	16,363	9,230	4,411
	釧路東部消防組合消防本部	厚岸町、釧路町、浜中町	1,415.55	111	32,879	18,164	8,692
	根室北部消防事務組合消防本部	中標津町、別海町、標津町、羅臼町	3,026.91	152	46,541	31,057	13,224
58消防本部		179市町村	平均 1,352.64	合計 9,246	合計 5,139,913	合計 3,820,016	合計 1,627,831

※管轄面積について、根室市消防本部の管轄面積は歯舞群島の面積（94.84km²）を含めている。

※旭川市は鷹栖町、上川町から、釧路市は白糠町から消防事務を受託している。

「消防防災・震災対策現況調査」、「住民基本台帳人口・世帯数」、「日本の地域別将来推計人口」より

【表－９】管轄人口別消防本部数

管轄人口	H19		H24		H29		R5	
30万人以上	2	2.9%	2	3.0%	3	5.2%	3	5.2%
10万人以上 30万人未満	7	10.3%	7	10.6%	6	10.3%	6	10.3%
3万人以上 10万人未満	30	44.2%	29	44.0%	23	39.7%	22	37.9%
3万人未満	29	42.6%	28	42.4%	26	44.8%	27	46.6%
計	68	100%	66	100%	58	100%	58	100%

各年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」より

【表－10】管轄面積別消防本部数

管轄面積	H19		H24		H29		R5	
2,000km^{2}以上	11	16.2%	12	18.2%	12	20.7%	12	20.7%
1,000km^{2}以上 2,000km^{2}未満	22	32.3%	21	31.8%	19	32.7%	19	32.7%
500km^{2}以上 1,000km^{2}未満	17	25.0%	17	25.8%	12	20.7%	12	20.7%
500km^{2}未満	18	26.5%	16	24.2%	15	25.9%	15	25.9%
計	68	100%	66	100%	58	100%	58	100%

各年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」より

【表－11】消防職員数別消防本部数

消防職員数	H19		H24		H29		R5	
150人以上	11	16.2%	12	18.2%	12	20.7%	13	22.4%
100人以上 150人未満	18	26.5%	19	28.8%	19	32.7%	21	36.2%
50人以上 100人未満	28	41.1%	25	37.8%	19	32.7%	17	29.3%
50人未満	11	16.2%	10	15.2%	8	13.9%	7	12.1%
計	68	100%	66	100%	58	100%	58	100%

各年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」より

【表－12】消防職員数及び消防団員数（人）、消防団数（団）

年	消防職員数	消防団	
		団員数	団数
H25	9,040	25,967	207
H26	9,050	25,842	207
H27	9,098	25,686	207
H28	9,091	25,528	207
H29	9,164	25,319	207
H30	9,176	25,149	207
R1	9,168	24,827	207
R2	9,235	24,351	207
R3	9,261	23,972	206
R4	9,236	23,551	206
R5	9,246	23,071	206

各年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」、「消防団組織概要調査」より

【表－13】消防の体制維持の課題

項目	回答した消防本部(割合)	
消防関係施設(消防庁舎、指令システム等)の維持や更新、整備	47	(81.0%)
消防吏員の採用、人材確保	44	(75.9%)
消防団との連携、消防団員の確保	43	(74.1%)
DXの進展への対応	41	(70.7%)
人事ローテーション、組織の活性化	39	(67.2%)
消防吏員の働き方改革の推進	37	(63.8%)
特に、女性吏員の採用、人材確保	34	(58.6%)
大規模災害に備えた体制	34	(58.6%)
通信指令業務の高度化、専門化、人材育成	33	(56.9%)
予防業務の高度化、専門化、人材育成	30	(51.7%)
救急業務の高度化、専門化、人材育成	30	(51.7%)
消防関係車両や資機材の維持や更新、整備	29	(50.0%)
警防業務の高度化、専門化、人材育成	26	(44.8%)
感染症に備えた体制について	26	(44.8%)
救助業務の高度化、専門化、人材育成	24	(41.4%)

令和６年７月、「道アンケート調査」より

【表－14】消防職員数別の平均消防費（億円）、管轄人口１人あたり平均消防費(千円)

消防職員数	本部数	消防費（億円）	うち人件費		うち普通建設事業費		うち、その他		管轄人口1人あたり（千円）
			決算額	配分率	決算額	配分率	決算額	配分率	
150人以上	13	42.3	30.8	72.9%	2.6	6.1%	8.9	21.0%	14.7
100人以上150人未満	21	12.9	8.4	65.1%	1.6	12.4%	2.9	22.5%	27.5
50人以上100人未満	17	8.0	5.4	67.4%	0.9	11.3%	1.7	21.3%	35.7
50人未満	7	3.2	2.4	75.0%	0.3	9.4%	0.5	15.6%	47.5
令和4年度平均	58	16.9	11.8	69.8%	1.5	8.9%	3.6	21.3%	19.0
平成24年度平均	66	15.5	10.3	66.4%	3.3	21.3%	1.9	12.3%	18.7

※道内消防本部全体の消防費の内訳(単位:億円)

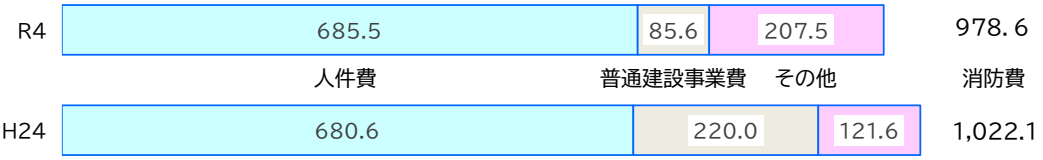

各年３月 31 日現在、「地方財政状況調査」より

【表－15】消防職員数別の消防用車両の整備状況

消防職員数	本部数	消防ポンプ自動車			救急自動車			化学消防車			救助工作車			はしご自動車		
		基準台数	現有台数	比率	基準台数	現有台数	比率	基準台数	現有台数	比率	基準台数	現有台数	比率	基準台数	現有台数	比率
150人以上	13	181	176	97.2%	147	150	102.0%	34	40	117.6%	37	29	78.4%	31	29	93.5%
100人以上150人未満	21	135	135	100.0%	106	104	98.1%	27	23	85.2%	21	16	76.2%	17	9	52.9%
50人以上100人未満	17	78	77	98.7%	64	67	104.7%	18	16	88.9%	17	12	70.6%	14	10	71.4%
50人未満	7	18	18	100.0%	11	14	127.3%	3	2	66.7%	5	1	20.0%	2	1	50.0%
計	58	412	406	98.5%	328	335	102.1%	82	81	98.8%	80	58	72.5%	64	49	76.6%

令和４年４月１日現在、「消防施設整備計画実態調査」より

【表－16】使用している消防指令システム別の消防本部数

使用システム	電話	簡易	Ⅰ型(離島型)	Ⅱ型･Ⅲ型	合計
本部数	11	6	30	11	58
割合	19.0%	10.3%	51.7%	19.0%	100.0%

令和６年５月、「消防庁調査」より

【表－17】消防指令システム更新予定年度別の消防本部数

更新予定年度	R6	R7	R8	R9	R10～R12	未定	合計
本部数	5	15	13	5	8	12	58
割合	8.6%	25.9%	22.4%	8.6%	13.8%	20.7%	100.0%

令和６年５月、「消防庁調査」より

【表－18】消防職員数別の職員定数と実員数（人）

消防職員数	本部数	定数	実員数	充足率
150人以上	13	5,216	5,268	101.0%
100人以上 150人未満	21	2,525	2,468	97.7%
50人以上 100人未満	17	1,353	1,281	94.7%
50人未満	7	248	229	92.3%
計	58	9,342	9,246	99.0%

令和５年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」より

【表－19】消防吏員の年齢構成

年	～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳～	平均(歳)	合計(人)
H25	2.5%	25.1%	26.8%	18.1%	26.2%	1.3%	39.2	8,978
R5	1.8%	26.3%	27.3%	25.0%	16.3%	3.3%	38.3	9,201

令和５年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」より

【表－20】消防団員の年齢構成

年	～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳～	平均(歳)	合計(人)
H25	0.2%	10.4%	26.9%	27.8%	22.7%	12.0%	44.5	25,966
R5	0.2%	8.1%	21.0%	32.6%	24.0%	14.1%	46.1	23,071

各年４月１日現在、「消防防災・震災対策現況調査」、「消防団組織概要調査」より

【表－21】消防職員数別の予防技術資格者配置状況、防火査察専門員数（人）

消防職員数	本部数	予防業務担当係数	資格者配置数	配置率	防火査察専門員数
150人以上	13	184	143	77.7%	1,038
100人以上150人未満	21	136	113	83.1%	583
50人以上100人未満	17	75	55	73.3%	279
50人未満	7	20	10	50.0%	46
令和5年合計	58	415	321	77.3%	1,946
平成25年合計	66	351	320	91.2%	1,802

各年３月 31 日現在、「防火対象物実態等調査」より

【表－22】救急隊員数と資格状況（人）

年	救急隊員数				救急隊員の資格状況			
	合計	専任	兼任	専任率	救急救命士資格者	救急標準課程修了者	救急Ⅱ課程修了者	救急Ⅰ課程修了者
H25	5,340	822	4,518	15.4%	1,986	2,256	989	109
H26	5,318	745	4,573	14.0%	2,141	2,251	858	68
H27	5,389	737	4,652	13.7%	2,253	2,346	741	49
H28	5,406	733	4,673	13.6%	2,319	2,398	649	40
H29	5,670	883	4,787	15.6%	2,565	2,501	580	24
H30	5,592	763	4,829	13.6%	2,534	2,537	501	20
R1	5,625	786	4,839	14.0%	2,580	2,593	441	11
R2	5,679	796	4,883	14.0%	2,675	2,572	420	12
R3	5,632	817	4,815	14.5%	2,723	2,534	366	9
R4	5,720	820	4,900	14.3%	2,772	2,644	297	7
R5	5,905	906	4,999	15.3%	2,865	2,776	256	8
H26-R5平均	5,594	799	4,795	14.3%	2,543	2,515	511	25

各年４月１日現在、「救急業務実施状況調査」より